

ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの令和元年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、北海道市町村振興協会の設立40周年記念事業交付金を活用し、防寒対策を中心とした指定避難所の備品等の拡充を図るため、「非常時停電対策関係経費」を増額するほか、旧最上小学校校舎を改修し、松ヶ枝中学校を移転するための「学校移転事業費」や、10月からの幼児教育無償化の実施に対応するため「障害者自立支援給付支払等システム」「保育所等管理システム」の改修について所要の経費を計上いたしました。

また、地域福祉計画の策定に向け、アンケート調査等の事前準備に着手するための「地域福祉計画策定準備経費」、子どもの貧困への対応として、未婚のひとり親に対する税制上の対応に係る臨時・特別の措置として給付金を支給する「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費」、生活保護受給者に対して、健康管理支援の取組を推進するための「レセプトデータ収集・分析等業務委託料」を計上したほか、首都圏での商談会において地元企業の出展枠数の拡大を図るため「稼ぐ力向上実践事業費」を増額いたしました。

そのほか、消防本部庁舎ボイラー室の給気設備や稲穂小学校の暖房設備の改修などについて所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしまして、国庫支出金、道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上いたしました。

債務負担行為の補正につきましては、指定避難所の発電機・投光器について、市町村振興協会交付金を活用して整備するため、今回、歳入歳出補正予算に計上したことから、債務負担行為の削除を行うものです。

以上の結果、一般会計における補正額は、1億4,208万5,000円の増となり、財政規模は、574億6,004万1,000円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業特別会計において、消費税率改定に伴う介護保険制度の改正に対応するため「事務処理システム改修事業費」を計上いたしました。

また、企業会計では、水道事業会計において、入船小学校跡地を低区配水池として整備するため、基礎調査の実施に係る事業費の増額などについて、所要の補正を計上いたしました。

続きまして、議案第4号から議案第14号までについて説明申し上げます。

議案第4号 報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するものであります。

議案第5号 市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の単身児童扶養者の新設、法人市民税の電子申告義務の例外規定の追加、軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収に係る特例措置等の新設等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付けに係る保証人、利率及び償還方法の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事だけではなく政令指定都市の長も実施できることとなったため、基準省令のとおり適用するものであります。

議案第8号 屋外広告物条例の一部を改正する条例案につきましては、屋外広告物の定期的な点検を専門的な知識を有する者に行わせるとともに、当該点検結果の報告を義務付ける等の措置を講ずることにより、屋外広告物による公衆に対する危害の防止を図るものであります。

議案第9号 建築基準法施行条例及び手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に伴い、新たに設定された建築物の特例許可

及び認定申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号 水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者制度の指定の更新に係る手数料を定めるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第11号 及び 議案第12号の工事請負契約につきましては、多目的荷役機械延命化対策工事及び幸小学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負契約を締結するものであります。

議案第13号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に係る規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 監査委員の選任につきましては、前田清貴氏の任期が平成31年4月30日をもって満了しておりますので、後任として林下孤芳氏を選任するものであります。

なお、議案第14号につきましては、既に任期が満了しておりますことから、先議をお願いするものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。